

温泉掘削許可 申請書類一覧

- 1. 申請書【細則様式第1号】
- 2. 申請手続きを第三者が行う場合は、委任状
- 3. 申請者が法人の場合、法人の「登記事項証明書」（3ヶ月以内）
- 4. 掘削地付近の状況をあきらかにした見取図
 - ① 国土地理院発行の2万5千分の1の地図
 - ※掘削地点を明示してあること
 - ② 掘削地付近の詳細図（住宅地図等）
 - ※敷地境界等から掘削ポイントまでの距離が書き込んであること
- 5. 掘削地点を明示した地籍図
 - ※転写場所、転写年月日、転記者㊟が記載してあること
- 6. 申請者が掘削に必要な土地を掘削するために使用する権利を有するものであることを証明する書類
 - ① 自己所有地である場合は、土地の「登記事項証明書」（3ヶ月以内）
 - ② 他人が所有する土地である場合は、
 - ・土地の「登記事項証明書」（3ヶ月以内）
 - ・土地使用に関する契約書の写し等
 - ③ 掘削に関して他法令の規制がある場合は、その許認可書の写し
- 7. 誓約書【細則様式第2号】（申請者が温泉法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者である旨）
- 8. 誓約書（工事に起因する一切の苦情は申請者が責任を持って解決する旨）
- 9. 掘削孔仕上げ断面計画図
 - ※予想地質柱状図を付記してあること
 - ※掘削口径、挿入管口径、ストレーナー位置、遮水の状況、地下水採取規制がある場合はその深度を記載してあること
 - ※地質状況により、ケーシングプランの口径、挿入深度を変更する場合においても、最上部と最下部及びストレーナー管の口径については変更しない旨の記載があること
 - ※ストレーナー部の内径は200mm以下とする旨の記載があること
 - ※ストレーナー部の総延長は150m以内とし、その上限と下限の幅は概ね300m以内とする旨の記載があること
- 10. 設備の配置図及び主要な設備の構造図
 - ※主要な設備：巻上機（ドローワークス）、泥水ポンプ（マッドポンプ）、やぐら、噴出防止装置など
- 11. 掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに掘削の方法が「掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術上の基準」（温泉法施行規則第1条の2に掲げる基準）に適合することを証する書面
 - ※作成例については、別紙を参照すること
- 12. 掘削時災害防止規程（別紙の作成例を参照すること）
- 13. 工事施行方法の説明書
 - ※工法、機械配置、防音、振動、汚泥水対策及び温泉湧出後の排水対策について記載してあること
- 14. 工程表
- 15. 温泉利用計画
 - ※温泉利用施設の概要、工期、工事予算等を記載すること
- 16. 温泉未開発地域にあっては、掘削地の温泉湧出の可能性についての資料（電気探査等の調査結果、地質学上の文献等）

※申請書類は正本1部、副本（コピー可）2部